## (農林水産委員会)

独 <u>77.</u> 行 政 法 人 に 係 る 改 革 を 推 進 す る た 8 0 農 林 水 産 省 関 係 法 律  $\mathcal{O}$ 整 備 12 関 する 法 律 案 閣 法 第

三二号)(衆議院送付)要旨

本 法 律 案 は 農 林 水 産 省 所 管  $\mathcal{O}$ 独 立 行 政 法 人 12 係 る 改 革 を 推 進 す る た 8 玉 <u>\\</u> 研 究 開 発 法 人 農 業 食 品 産

業 技 術 総 合 研 究 機 構 等 兀 法 人  $\mathcal{O}$ 統 合 玉 <u>\f</u> 研 究 開 発 法 人 水 産 総 合 研 究 セ ン タ 1 等 法 人  $\mathcal{O}$ 統 合、 独 <u>\f\</u> 行 政 法

人 農 業 者 年 金 基 金 及 び 独 立 行 政 法 人 農 林 漁 業 信 用 基 金  $\mathcal{O}$ 内 部 ガ バ ナ ン ス  $\mathcal{O}$ 高 度 化 等 を 行 お う とす る ŧ  $\mathcal{O}$ で あ

り そ  $\mathcal{O}$ 主 な 内 容 は 次  $\mathcal{O}$ と お ŋ で あ る。

玉 <u>\f</u> 研 究 開 発 法 人 農 業 • 食 品 産 業 技 術 総 合 研 究 機 構 法  $\mathcal{O}$ 部 改 正 及 び 独 立 行 政 法 人 種 苗 管 理 セ ン タ 

の解散等

独 <u>\f</u> 行 政 法 人 種 苗 管 理 セ ン タ ] 玉 <u>\f</u> 研 究 開 発 法 人 農 業 生 物 資 源 研 究 所 及 び 玉 立 研 究 開 発 法 人 農 業 環 境

技 術 研 究 所 を 解 散 し そ  $\mathcal{O}$ 権 利 及 び 義 務 は 玉 <u>寸</u> 研 究 開 発 法 人 農 業 食 品 産 業 技 術 総 合 研 究 機 構 以 下  $\neg$ 研

究 機 構 と 1 う が 承 継 す るととも に 研 究 機 構  $\mathcal{O}$ 目 的  $\mathcal{O}$ 改 正 研 究 機 構 を 代 表 す る 理 事  $\mathcal{O}$ 設 置 及 び 研

究機構の業務の範囲の変更等を行うこととする

玉 立 研 究 開 発 法 人 水 産 総 合 研 究 セ ン タ ] 法  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 改 正 及 び 独 <u>\</u> 行 政 法 人 水 産 大 学 校 0 解 散 等

法 人  $\mathcal{O}$ 名 称 を 玉 立 研 究 開 発 法 人 水 産 総 合 研 究 セ ン タ カン 5 玉 立. 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 教 育 機 構 (以 下

研 究 • 教 育 機 構 と 1 う。 に 改 称 す るととも に、 独 立 行 政 法 人 水 産 大学 校 を 解 散 L そ  $\mathcal{O}$ 権 利 及 び 義

務 は 研 究 • 教 育 機 構 が 承 継 す る ほ か 研 究 • 教 育 機 構  $\mathcal{O}$ 目 的  $\mathcal{O}$ 改 正 研 究 教 育 機 構 を 代 表 す る 理 事  $\mathcal{O}$ 

設 置 及  $\mathcal{U}$ 研 究 • 教 育 機 構  $\mathcal{O}$ 業 務  $\mathcal{O}$ 範 井  $\mathcal{O}$ 変 更 等 を 行うこととす る

 $\equiv$ 独 立 行 政 法 人 農 業 者 年 金 基 金 法  $\mathcal{O}$ 部 改 正

独 <u>77.</u> 行 政 法 人 農 業 者 年 金 基 金  $\mathcal{O}$ 役 職 員 等 に 対 し、 そ 0 職 務 上  $\mathcal{O}$ 秘 密 に 対 す る 保 持 義 務 を 課すこととす

る。

兀 独 立 行 政 法 人 農 林 漁 業 信 用 基 金 法  $\mathcal{O}$ 部 改 Ē

1 秘密保持義務

独 立 行 政 法 人 農 林 漁 業 信 用 基 金 。 以 下 信 用 基金」 とい . う。 0 役 職員等 に 対 し、 その 職 務 上の 秘 密

に対する保持義務を課すこととする。

2 運営委員会

信用基金に、 業務運営に関する重要事項を審議する運営委員会を置くこととする。

3 検査権限の委任

主務大臣 は、 信用基金及び受託者に対する立入検査の権限 の 一 部を内閣総理大臣に委任することがで

きることとし、 内閣総理大臣 は委任された権限を金融 庁 長官に委任することとする。

五、施行期日

こ の 法 律は、 部の 規定を除き、 平成二十八年四月一日 から施行することとする。